



安心・安全な海の京都を目指して

宿泊施設における新型コロナウィルス感染症 感染拡大予防ガイドライン (標準的対策)



「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウィルス感染症等対策条例」を理解し、実践することの意思表示としてシンボルマークを作成しました

【第2版】

令和2年11月1日

京丹後市・京丹後市観光公社

1 本ガイドラインの趣旨

2020年5月4日にまとめられた新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要となる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされた。

また、5月25日の同提言では、「緊急事態宣言が解除された現在、社会経済活動が急速に活発化していくことが想定される中、感染拡大防止との両立が、次なる感染の波を防ぐ意味で極めて重要」としたうえで、「それぞれの職場で、感染拡大防止ガイドラインに基づく感染予防対策を確実に実践いただくとともに、実践を踏まえたガイドラインの必要な見直しや充実が順次進められることが求められる」とある。

本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて、隨時、必要な見直しを行っていくこととする。

2 策定方法

本ガイドラインは、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、各業界団体が出しているガイドラインを参考にしつつ、市内宿泊施設において独自に対策が必要と思われる事項を適宜追加して策定した。

策定に当たっては、京都府丹後保健所の助言を受け、京丹後○おかみさんの会、(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社(海の京都DMO)及び京丹後市観光公社の協力を得て策定した。

3 具体的な対策の検討に当たっての考え方

国の専門家会議の提言によると、新型コロナウイルス感染症の特徴は、「一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがある。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている一方、人と人の距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がる。」ということであり、「三つの

密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなど手指衛生」などが、まん延防止に向けた基本的な対策とされている。

これらの提言にしたがい、対策の検討に当たっては、以下の点に留意した。

- ▷新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮してリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討した。
- ▷接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し評価した。パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機などは、高頻度接触部位として特に注意した。
- ▷飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離が、どの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価した。

＜第2版ガイドラインの改訂内容＞

ページ	項目	主な改訂等の内容
P4	1 共通事項 (1) 遵守すべき基本原則	「・宿泊客全員に検温と本人確認を実施する」を追記
P5	2 エリアごとの個別事項	「専用相談窓口（帰国者・接触者相談センター）」を「新型コロナ医療相談センター（電話：075-414-5487）」に改正
P6	(3) フロント (チェックイン・チェックアウト)	①「・チェックイン時に宿泊客全員に検温と本人確認を実施する。」を追記 ②「・団体旅行の場合は、チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行うように要請する。またバスでお越しの団体客の場合は、代表者以外の宿泊客は、バスでお越しの団体客の場合は、代表者以外の宿泊客は、バスで待機し、直接客室に入る。」を、「・団体旅行の場合は、一人一人の間隔をあけるなど、フロントが密にならないような方法で実施し、チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行うように要請する。」に改正 ③（可能な限り、客室での会計とする）を削除
P7	(6) 大浴場 ①待合	「▷利用時間を短縮する」を「▷利用時間に制限を設ける。」に改正

P7	(7) 食事関係 ①料理の提供 形態を問わない共通事項 ア 利用者への周知	「・横並び着席の推奨。」を「・座の配置は斜め向かいを推奨。」に改正
P8	イ サービスの提供の方法等	「・食事処、館内レストラン、宴会場の座席は、十分な距離を保ち、横並び着席、できなければ対面を避ける座席レイアウトに変更する。」を「・食事処、館内レストラン、宴会場の座席は、十分な距離を保ち、斜め向かいに着席、できなければ対面を避ける座席レイアウトに変更する。」に改正
	②料理提供形態ごとの個別事項 エ ビュッフェ	①「・利用者自身による料理の取り分けでなく、スタッフが取分けて渡す。・トングや取分け用の箸は、1回の使用ごとに回収・消毒する。」を「・食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫する。」に改正 ②「・座席の間隔を離すなど食事の際の三密を徹底する。」を追記
P10	※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	①「専用相談窓口（帰国者・接触者相談センター）」を「新型コロナ医療相談センター（電話：075-414-5487）」に改正 ②「※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（帰国者・接触者相談センター）」を削除 ③「◆京都府丹後保健所」「◆京都府健康対策課」を「◆新型コロナ医療相談センター 電話：075-414-5487 [365日 24時間]」に改正
P11	6 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する動き	・GOTO トラベルキャンペーン参加条件 ・「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」 ・「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」を追記

4 本ガイドラインの内容

1. 共通事項

- (1) 留意すべき基本原則
- (2) 各エリア・場面共通の対策

2. エリアごとの個別事項

- (1) 入館時（ロビー等）
- (2) 送迎時
- (3) フロント（チェックイン・チェックアウト）
- (4) エレベーター
- (5) 客室
- (6) 大浴場
- (7) 食事関係
- (8) 物販
- (9) 清掃等の作業
- (10) トイレ
- (11) 従業員等の休憩スペース

3. 宿泊客の感染疑いの際の対応

5 具体的な感染防止対策

1. 共通事項

(1) 遵守すべき基本原則

- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（目安として2mを保つ）する。
- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応する。）
- ・ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止を行う。
- ・宿泊客全員に検温と本人確認を実施する。
- ・入口及び施設内に手指の消毒液を設置する。
- ・マスクを着用する。（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知。）
- ・手洗いや手指消毒を徹底する。（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知。）
- ・施設及び客室を換気する。
- ・施設内を定期的に消毒する。
- ・従業員及び同居人の毎日の体温測定、健康チェックをする。
(咳、痰、下痢、味覚・臭覚障害、高熱（または、平熱より1度高い）、全身のだるさ、息苦しさが無いかをチェック。)

(2) 各エリア・場面共通の対策

- ・他人と共に用する物品や手が触れる箇所を最小限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（カップ、箸など）は、適切に洗浄および消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるように消毒液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置する。
- ・館内の移動時にスリッパを使用する場合、履き間違いを防ぐための対応を行う。（例：部屋番号で決まった置き場所を表示する又はスリッパに部屋番号等を記入できるようなシールの貼付等。）

2. エリアごとの個別事項

(1) 入館時（ロビー等）

- ・入館の際、消毒液を設置し、手指の消毒を依頼する。
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、宿泊客から速やかに新型コロナ医療相談センター（電話：075-414-5487）へ連絡し、指示に従っていただく。その間、同行者を含めて別の部屋で待機していただく。
- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する。
- ・団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者の健康状態の確認を行うことを要請する。

(2) 送迎時

- ・バス乗車の際、消毒液を設置し、手指の消毒を依頼する。
- ・自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する。
- ・窓を開ける、宿泊客同士の間隔をあける、運転席と後部座席との間にビニールシートをするなどし、感染防止対策を図る。
- ・大声で会話をしないようお願いする。（BGM の音量を下げる。）

(3) フロント（チェックイン・チェックアウト）

- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・フロントデスク、筆記具等の清拭消毒する。

- ・待機場所の分散を促すなど、宿泊客同士の距離を保つ。
- ・館内・客室を案内する場合は、宿泊客との距離を保つ。
- ・ルームキー・キーカードの消毒を徹底する。
- ・チェックイン時に宿泊客全員に検温と本人確認を実施する。
- ・団体旅行の場合は、一人一人の間隔をあけるなど、フロントが密にならないような方法で実施し、チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行うように要請する。
- ・宿泊料金の支払いは、対面での接客時間を削減するため、なるべく、キャッシュレスを推奨する。

(4) エレベーター

- ・エレベーターの押しボタンの清拭消毒。
- ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限する。
- ・エレベーター前に消毒液を設置し、併せて、エレベーターを使用する前に手指を消毒するよう表示する。

(5) 客室

①部屋のドアの開閉

- ・ドアノブを清拭消毒する。

②部屋の設備

- ・客室清拭時に、消毒液を使って表面を清拭。

※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタン
ド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

③部屋の備品への接触

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換する。
- ・使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパ、ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ、ティッシュBOX、館内案内等は、消毒を徹底し、可能なものは、使い捨てに変える。

④換気

- ・空調機を外気導入に設定する。
- ・宿泊客（家族利用の場合は除く）に対して、一定時間ごとに部屋の窓を開けての換気を要請する。

(6) 大浴場

①待合

- ・脱衣室や浴室内での密集を防ぐため、人数制限を行う。実施できない場合は、吸排気ファンの活用などにより換気を行うとともに、脱衣室の外に次の要請事項を掲示する。

▷使用制限人数を表示する。

▷混雑時の入浴は控える。

▷利用時間に制限を設ける。

- ・入場前、手指の消毒。

②脱衣室及び休憩室

- ・ドアノブ、セキュリティロック、ロッカー等の清拭消毒。
- ・浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの持参を要請する。
- ・脱衣かごのこまめな消毒。
- ・対面で会話をしないように要請する。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ドライヤー、化粧品、ブラシ等は客室に設置し、「客室での利用の協力」を要請する旨を掲示する。
- ・共有する物品（テーブル、いす、マッサージ機器、体重計等）は、定期的に消毒する。また、水や飲料サービス機器については、機器の横に消毒液を置き、使用前に手指を消毒するよう表示する。（極力、設置しないことが望ましい。据え付けてあるような場合は「感染防止のため使用できない」旨を掲示する。）

③浴室内

- ・備品等の清拭消毒。
- ・浴室内の換気強化。
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保。

(7) 食事関係

①料理提供形態を問わない共通事項

- ア 利用者への周知。（食事会場入り口において、下記の項目について、告知板の掲示等により利用者へ周知する。）
- ・発熱、咳、かぜ症状のある方は入場を遠慮していただくよう要請する。（又は、他の客との時間差利用。）
 - ・入場時、手洗いまたは手指消毒を徹底する。
 - ・食事開始までのマスク着用。
 - ・座の配置は斜め向かいを推奨。（テーブルの間隔を広げる、対面にならないよう座席レイアウトを変更する。）
 - ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす。
 - ・お酌や盃の回し飲みは禁止とする。（同居人は対象外。）
 - ・アルコール等のラストオーダーの時間を提示する。
- イ サービス提供の方法等
- ・従業員はマスクを着用する。
 - ・場内入口付近への手指消毒液を設置する。
 - ・場内の換気を強化する。

- ・食事処、館内レストラン、宴会場の座席は、十分な距離を保ち、斜め向かいに着席、できなければ対面を避ける座席レイアウトに変更する。
- ・割りばし、つまようじ、調味料等は、利用の都度渡すこととして卓上から撤去する。(部屋食を除く。)
- ・テーブル、座布団、座椅子、脇息、お膳等の食事開始前と食事終了後の消毒を徹底する。
- ・料理説明は口頭説明から説明メモ等に変更する。
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更する。
- ・調理担当者及び盛り付け担当者の衛生管理を徹底する。
- ・下げ膳と同時に上げ膳をしない。(部屋食を除く。)
- ・下げ膳作業後の手洗い、手指消毒をする。

②料理提供形態ごとの個別事項

ア 宴会・会食

- ・参加人数、滞在時間の制限。

イ 食事処

※共通事項に基づき対応する。

ウ 部屋食

- ・調理場→パントリー→客室への料理の運搬の際、運搬機器等手に触れる部分を清拭消毒する。
- ・客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べる。
- ・料理の運び方を工夫し、従業員の客室への入室回数をできるだけ少なくする。
- ・客室内冷蔵庫による飲料提供の中止、もしくは消毒を徹底した上で配備する。

エ ピュッフェ

- ・料理を取りに行く際マスク着用を要請する。
- ・利用者自身による料理の取分けでなく、スタッフが取分け渡す。
- ・食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫する。
- ・座席の間隔を離すなど食事の際の三密を徹底する。
- ・料理配膳テーブルを一方通行とする。
- ・使用したトレイは清拭消毒してから提供する。
- ・料理補充担当スタッフの手指消毒を徹底する。

(8) 物販

- ・据え置き型の試食サービスは廃止する。(試食サービスを行う場合は、従業員からの手渡し型とする。)
- ・買い物かご、商品見本、その他来訪者や従業員が頻繁に触れる部分は

こまめな消毒を行う。

- ・商品陳列の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会の削減を行う。
- ・来訪者自らが取り分ける販売方法については、パック・袋詰め販売にする。
- ・可能な限り購入しない商品への接触を避けてもらうよう告知する。
- ・店内を入場→購入→支払いまで一方通行になるような流れにする。

(9) 清掃等の作業

① 客室清掃

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋、エプロン等着用する。
- ・使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管する。
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯、消毒済みのものと交換する。
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯、消毒する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。
- ・冷蔵庫、貴重品 BOX 等、清拭消毒する。

② 浴場清掃

- ・浴室の設備・備品を清拭消毒する。
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える。
- ・脱衣室の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒する。
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯、消毒する。

③ 館内清掃

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的に消毒液で拭く。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒。
- ・宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更する。

(10) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意する。

(11) 従業員等の休憩スペース

(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・使用時はマスク着用する。
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

3. 宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客が確認された場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いする。（同行者も同様。）
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。
- ・食事の提供が必要な場合は、客室にお届けし他の宿泊客との接触を避けるその宿泊客と対応するスタッフも限定し、対応時にはマスクを着用する。
- ・新型コロナ医療相談センター（電話：075-414-5487）に連絡し、指示に従っていただく。
- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える。
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う。

◆新型コロナ医療相談センター

電話：075-414-5487 [365日24時間]

6 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する動き

- ・令和2年7月27日、観光庁は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止にあたり、国のGOTOトラベルキャンペーンに参加する旅行業者・宿泊事業者等に対し、参加登録申請の際に感染症拡大防止対策に係る「参加条件」を満たすことを求めた。

【公式ホームページ】<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

- ・新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議では、適切な感染拡大予防対策に取り組むことを宣言した事業者に対し、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」を配布し、対策の見える化と感染拡大予防、社会経済活動の両立を目指している。

【登録フォーム】<https://www.kyotokaigi.com/>

- ・京丹後市では、令和2年10月2日「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」を制定した。「市民生活の安全、安心の確保」と「観光立市と安全、安心な観光地づくり」の両立を発展的、安定的に実現していくために、市の責務、市民や関係者の役割、市を訪れる観光旅行者の皆さんにも一定ご協力をお願いすることを“まちのルール”として定め、共有し取り組む。

【京丹後市公式ホームページ】<http://www.city.kyotango.lg.jp>

【京丹後市観光公社公式ホームページ】<http://www.kyotango.gr.jp>

<参考>

新型コロナウイルス対策（消毒）

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。



食器や箸などは、80°Cの熱水に10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。

- ※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
- ※必ず製品の注意事項をご確認ください。
- ※金属は腐食することがあります。

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
 - ・家事用手袋を着用してください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。
 - ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL（商品付属のキャップ 1 杯）※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL（商品付属のキャップ 1/2 杯）が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL（商品付属のキャップ 1/2 杯）
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL（商品付属のキャップ 1/2 杯）